

「寶田裁判を支援する会」

ニュース NO.3 2019.8.30

事務局：〒760-0073

香川県高松市栗林町 2-14-39

昭和ビル3階 (香川県医労連内)

☎ 087-862-6657

FAX 087-862-6699

ご支援ください — 寶田裁判 —

(私のような被害が二度とおきないように)

今から7年前の2012年に、介護老人保健施設「明けの星」を持つ医療法人福生会多田羅内科から、再三にわたる要請を受け、看護師長として転職しました。そこで異常な長時間労働・過重労働・パワハラなどを受け、わずか1年2ヶ月足らずで「うつ病」を発症するに至りました。

「労働災害」として申請しましたが、多田羅内科では、職員に対して厳しい箝口令、いわゆる口止めがされ続け、過酷な労働実態は全く明らかになりませんでした。また、労働基準監督署では、担当調査官から、「生きていて労災申請するのか、凶々しい」などのパワハラを受けました。16ヶ月以上の期間を要し、結局労災は認められませんでした。その後も審査請求・再審査請求ともに「棄却」との結論が出されてしまいました。

被災から6年余り、裁判を提起してすでに2年余り、66歳になった私は、体力・精神力ともに厳しい状況です。「うつ病」は6年余りが経った今も、2週間ごとの通院が欠かせません。また、ストレスにより発症した突発性難聴の後遺症である、高度の難聴・耳鳴り・めまいの症状も加わり、日々苦しい状態が続いています。

皆さん、2015年に起きた大手広告代理店で、大学卒業からわずか9ヶ月で過労自殺に追い込まれた高橋まつりさんの事案をご記憶ではないでしょうか。東京で起きた自分たちとは縁の無い、特別な出来事であるとお考えではないでしょうか。

2014年には「過労死等防止対策推進法」が成立したにもかかわらず、高橋まつりさんの事案を始め、同様の事案が全国で次々に起きています。仕事が原因の「過労死・過労自殺・うつ病などの精神疾患、脳・心臓の疾患」が増え続けています。

この四国でも、愛媛県で大学卒業後就職し、わずか6ヶ月で過労自殺をした青年がいます。高知県でも同様の事案が起きています。亡くなられた方々が、特別に弱虫であったということは決してありません。むしろ責任感の強いまじめな方々であったのです。

私の裁判もいよいよ大きな山場を迎えています。皆さま、お忙しい中ですが、この寶田裁判にご関心をお寄せください。どうか、わたしのような被害を、この香川で二度と出さないためにも、この裁判へのご支援をよろしくお願いいたします。

(原告: 寶田都子)

いよいよ証人尋問

次回裁判期日

10月1日(火) 10:00~16:30

高松地方裁判所 4階 第2号法廷

裁判の山場

傍聴席を満席に!

仕事によるストレスから病気を発症した寶田都子さんは、ご主人とともに労災認定を求め今回の裁判をたたくて今年7月で2年半が経過しました。

現在までに電話会議を含め12回の公判が行われました。公開された第7回から第11回の公判では、我々の仲間が傍聴席を溢れさせる結果を図りました。次回10月1日からは証人尋問が始まり、10月1日の尋問では原告側2名、被告側4名の証人が出席し、朝から夕方まで公判が行われる予定です。

今までの原告側が明らかにしてきた寶田さんの働き方を証明する場になります。

2日目の10月11日には、職場の理事長、事務長、寶田さん本人が証人として出席します。今までの公判とは異なり、長時間の傍聴となりますが、真実を明らかにするためにも、原告側証人の後押し、被告側証人への監視・圧力のため、裁判の山場である今回の証人尋問、今までと同じように傍聴席を満席させたいと思っています。

多くの方に傍聴への参加をお願いします。

(副会長・岩部 乃之)

※ 証人尋問は、10/1と10/11の2日間です
当日、証人の交代及び休憩があります。

	10時~12時	13時~15時	15時~17時
10月1日(火)			
10月11日(金)			

裁判支援・署名の訴え

街頭宣伝行動



署名活動に全力を！

建交労は、組合員一人当たり署名用紙・一〇枚を目標に「集め集め切り」、そして、全国大会でも支援要請をすることになっています。

県労連、医労連、新婦人、救援会等々、支援する会の各団体も改めて、「署名重視」の取り組みを確認しました。



【8/22 於：三越前での街頭宣伝】



【6/1 於：田町にて 救援会と合同宣伝】

これまで「支援する会」は、三回（6/1（田町）、6/17（三越前）、8/22（三越前））街頭宣伝を行ってきました。

いずれも「昼休み行動」として市民に裁判支援を訴えました。回を重ねる毎に少しずつではありますが、市民からの関心が署名に寄せられています。

裁判もいよいよ証人尋問になり、大きな山場を迎えます。たくさんさんの署名を集め、裁判官に「県民注視のもとに裁判が行われている」との認識してもらう必要があります。

次回10月1日の裁判当日にも署名を提出しますが、まだまだ目標に届いていません。

8月6日の事務局会議では、各団体が全力をあげて署名に取り組むことを意思統一しました。



【8/22 於：三越前】

署名をお寄せください